○経済産業省
環境省
○国土交通省告示第百七十一号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十二年八月十二日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十二年九月十七日

経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS—555	NAGURA P LN20	株式会社名倉製作所	東京都中央区日本橋箱崎町27番2号

○経済産業省
環境省
○国土交通省告示第百七十二号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十二年八月十二日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十二年九月十七日

経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS—556	サンドビック　Q E140	サンドビックマイニングアンドコンストラクションジャパン株式会社	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目15番地12

○経済産業省
環境省
○国土交通省告示第百七十三号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十二年八月十二日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十二年九月十七日

経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS—557	川崎　M14—TN 1	株式会社KCM	兵庫県加古郡稲美町岡2680番地

○経済産業省
環境省
○国土交通省告示第百七十四号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十二年八月三十一日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十二年九月十七日

経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS—558	ニューホランド Boomer 8N	日本ニューホランド株式会社	北海道札幌市中央区北一条西十三丁目4番地

○経済産業省
環境省
○国土交通省告示第百七十五号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十二年九月二日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十二年九月十七日

経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS—559	HANTA S F—40	範多機械株式会社	大阪府大阪市西淀川区竹島5丁目6番34号

○経済産業省
環境省
○国土交通省告示第百七十六号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十二年九月二日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十二年九月十七日

経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS—560	MORBARK MODEL3800 II TRACK	オカダアイヨン株式会社	大阪府大阪市港区海岸通四丁目1番18号

○国土交通省告示第千四十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月十七日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

久池井川第二

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十七年建設省告示第五百三十九号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

佐賀県佐賀市大和町大字久池井字一本松
一三九二番一　一号及び二号
一三九一番二四〇　三号及び五号から八号まで
一三九一番一二五　四号
一三九一番七　九号及び十号
一三九一番八　十一号

○国土交通省告示第千四十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月十七日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

用土谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱1号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県美方郡新温泉町用土字家ノ奥
六六番一　一号
六五番二　二号
一一番　三号から五号まで
一三番　六号及び七号
一四番七　八号から十六号まで
六三番　十七号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱1号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域